

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

○「未来に、技術と温もりを」のブランドスローガンとともに、経営理念のひとつでもある、「取引先との共存共栄」を、経営の責任として常に取組んでいます。そして変化し続けるビジネス環境に対応すべく、最新のデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルを目指してお客様や取引先とともにオープンイノベーションを継続し、より一層の専門性を高めてOnly Oneサービスの追求に取り組んで参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、取引先事業者の適正な利益を含み、取引先事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

手形支払いは行っておりません。取引代金はすべて現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 健康経営推進の支援 健康経営に関わる情報の共有や、リモートワーク等の柔軟な勤務形態を取り入れながら、ワーク＆ライフの継続的な支援を実施していきます。
- 各取引先との得意分野連携 各取引先の得意分野となるソフトウェアやデバイス製品等と、自社パッケージや自社開発技術を最適に組み合わせた製品・ソリューションの提供を推進して参ります。これにより取引先事業者のビジネスチャンス拡大にも貢献していきます。
- 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年9月26日

富士テレコム株式会社

企 業 名

代表取締役社長 土井 寛

役職・氏名（代表権を有する者）